



第6次八女市
男女共同参画行動計画
～概要版～

令和8年3月
八女市

計画の基本理念

誰もが社会のあらゆる分野において、対等な構成員として喜びも責任も共に分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、誰もが生き生きと輝く男女共同参画のまちづくりをめざします。

個性が輝く、誰もが共に参画するまちづくり

計画の基本目標

基本理念を達成するため、4つの基本目標を設定します。評価指標のうち、女性の登用率や参画率等に関するものは、女性がその候補者となりやすい環境整備に取り組むとともに、それらの指標について、母数における女性の割合等を踏まえ、施策を展開していきます。

目標Ⅰ ジェンダー平等の意識づくり

目標Ⅱ 誰もが共に参画する労働環境づくり

目標Ⅲ 誰もが共に参画する地域づくり

目標Ⅳ 誰もが自立し、安心して暮らせる生活への支援

計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村計画として、本市の男女共同参画を総合的・計画的に推進するための基本計画です。

国の男女共同参画基本計画及び県計画との整合を図りつつ、「第5次八女市総合計画」の個別計画として、関連する各分野の計画と連携しながら策定・推進します。

計画の期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。ただし、計画期間中に生じる社会経済状況の変化や各施策の進捗状況によって、必要に応じて見直しを行います。

包含する計画

八女市男女共同参画行動計画は、「第2次八女市女性活躍推進計画」、「八女市困難な問題を抱える女性への支援基本計画」及び「第4次八女市DV対策基本計画」を包含しています。

計画の体系

基本理念	基本目標	主要課題	基本的施策
個性が輝く、誰もが共に参画するまちづくり	I ジェンダー平等の意識づくり	1 教育におけるジェンダー平等の推進	(1) 学校教育におけるジェンダー平等の推進 (2) 教育に携わる者への啓発の推進
		2 ジェンダー平等に対する理解の促進	(1) ジェンダー平等に関する広報・啓発活動 (2) ジェンダー平等に関する学習の機会の提供
		3 性の多様性に関する理解の促進	(1) 性の多様性に関する教育・啓発の推進
	II 誰もが共に参画する労働環境づくり (第2次八女市女性活躍推進計画)	1 ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 仕事と子育ての両立支援の充実 (2) 仕事と介護の両立支援の充実 (3) ワーク・ライフ・バランスに関する啓発の充実
		2 雇用の分野における女性活躍の推進	(1) 誰もが働きやすい労働環境の整備
		3 農林業における男女共同参画の推進	(1) 男女のパートナーシップの確立 (2) 女性農林業者への支援
		4 商工自営業における男女共同参画の推進	(1) 就業環境の整備 (2) 女性自営業者への支援
	III 誰もが共に参画する地域づくり	1 政策・方針決定への女性の参画の促進	(1) 審議会・委員会等への女性の登用の促進
		2 地域活動における男女共同参画の推進	(1) 地域活動への女性の参画の促進
		3 地域防災活動における男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った防災の促進
	IV 誰もが自立し、安心して暮らせる生活への支援	1 生涯を通じた健康づくりの支援	(1) 生涯を通じた健康づくりの支援 (2) 妊娠・出産に関する健康づくりの支援
		2 社会的な困難を抱えた人への支援 (八女市困難な問題を抱える女性への支援基本計画)	(1) ひとり親家庭に対する支援
			(2) 高齢者・障がいのある人に対する支援
			(3) 経済的困難を抱えた人に対する支援
		3 配偶者等からの暴力の根絶 (第4次八女市DV対策基本計画)	(1) DVに関する啓発の推進 (2) DVに関する相談・支援体制の強化
	行動計画を推進するための取り組み		(1) 庁内の推進体制の充実

こんな社会を目指しています

学校では…



性別や背景にとらわれることなく一人ひとりの個性や人権を尊重した教育を行うことで、多様な考え方や生き方を学び、自分らしい進路選択ができるようになります。

職場では…



結婚・出産・子育て・介護などライフステージに応じた多様な働き方が選択でき、性別に関わらず能力を発揮しながら働き続けられる職場環境につながります。

家庭では…



家事や子育て、介護などを性別に関わらず分かち合い、DVを許さず互いの人権を尊重することで、誰もが安心して自立した生活を送ることができます。

地域では…



男女が平等に地域活動や防災活動に参画することで、多様な視点が生かされ、誰もが住みよい、安心・安全な地域づくりにつながります。

自分の考え方って！自分の価値観は？
振り返ってみましょう。

次の項目で、「そうだ」と思うものはいくつありますか？

- グループのリーダーは、男性の方がいい。
- 共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先すべきだ。
- 町内行事のあいさつは、男性がした方がいい。
- 男性は結婚して、家庭をもって一人前と思う。
- 町内行事の食事の準備・配膳は女性の役割だ。
- 女性に理系(数学・理科)の仕事は向いていない。
- 簡単な作業は、女性がするべきだ。
- 避難所開設の話し合いは男性がすべき。
- 女性に大学院までいくような学歴はいらぬ。
- 介護と育児は、女性がするべきだと思う。

自分がどんな「ものの見方や捉え方のゆがみ」をもっているのか振り返り、それが「偏見」や「差別」につながらないかを考えましょう。

これらの質問は、性別による無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)と言われるものです。その存在に気づき、相手を決めつけたり、自分の考えを押し付けたりしないことが大切です。

用語解説

■男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）。

■ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の性別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。

■ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和が実現した社会とは、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいいます。

■DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あった者から振るわれる暴力。暴力の形態には、なぐる、蹴るなどの「身体的暴力」、大声で怒鳴る、言葉で相手の心を傷つけるなどの「精神的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、いやがっているのに性的行為を強要するなどの「性的暴力」があります。被害者は多くの場合女性であり、配偶者からの暴力などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する重大な問題です。また、暴力の原因としては、「夫が妻に暴力を振るうのはある程度は仕方がない」といった社会通念や、妻に収入がない場合が多いといった男女の経済的格差などの構造的問題も大きく関係しています。また、交際中のカップル間で起こる「デートDV」では、中高生など10～20代の若い人の被害が問題になっています。

■困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）

2024年4月施行。DVや性被害、困窮といった多様な困難に直面する現代の女性に対し、相談から自立までを包括的に支援するための法律です。

相談窓口

名称	電話番号	備考 <受付時間>
やめ女性のための 相談電話	0943 24-9422	平日／9時から17時（祝日・年末年始を除く）
福岡県配偶者暴力 相談支援センター （南筑後）	0943 23-7520 0944 73-3200	月曜から金曜／8時30分から17時15分 （祝日・年末年始を除く）
福岡県女性相談支援 センター （福岡県女性サポ ートホットライン）	070 4442-3893	毎日／9時から17時（年末年始を除く）
福岡県あすばる相談 ホットライン	092 584-1266	火曜日～日曜日・月曜日（祝日のみ） ／9時から16時30分 金曜は18時から20時30分も可（祝日を除く） （8月13日～15日・年末年始を除く）
福岡県配偶者からの 暴力相談電話	092 663-8724	月曜から金曜／17時から24時 土曜・日曜・祝日／9時から24時 （年末年始を除く）
内閣府「DV相談＋ （プラス）」 ※男性からの相談にも 対応（毎週日曜15～21時 は、専用回線で受付）	0120 279-889	<電話>24時間受付 <チャット>12 時から22時受付（10か国語対応） <プラス相談箱>24時間受付
性暴力被害者支援 センター・ふくおか	092 409-8100	24時間365日（年中無休）

第6次八女市男女共同参画行動計画（概要版）

発行日 令和8年3月

市民部 人権・同和政策・男女共同参画推進課 / 健康福祉部 福祉課

電話 0943-23-1314 FAX 0943-24-9227 / 電話 0943-23-1124 FAX 0943-22-7099

〒834-8585 福岡県八女市本町 647